

「相模原市人権施策推進指針改定（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「相模原市人権施策推進指針」は、市が実施すべき人権施策の基本姿勢や主要な人権分野における具体的施策の方向性を示すものです。

この度、社会環境の変化や新たな人権課題等への対応を図るため、同指針を改定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、38人の方から113件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成30年10月15日（月）～平成30年11月14日（水）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、人権・男女共同参画課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		38人（113）件
内 訳	直接持参	1人（3）件
	郵送	1人（1）件
	ファクス	4人（17）件
	電子メール	32人（92）件

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
全般に関すること	3			3	
第1章 人権施策推進指針改定に当たってに関すること	5	3		2	
第2章 基本的な考え方に関すること	3		2	1	
第3章 人権施策の基本姿勢に関すること	6		4	2	
第4章 分野別施策の基本的方向に関すること	85	16	14	55	
ア 子どもに関すること	(5)		(3)	(2)	
イ 障害のある人に関すること	(20)	(7)	(6)	(7)	
ウ 同和問題に関すること	(11)	(5)	(1)	(5)	
エ 外国人に関すること	(36)		(2)	(34)	
オ 性的少数者に関すること	(7)	(2)	(2)	(3)	
カ 労働者に関すること	(2)	(1)		(1)	
キ 貧困に関すること	(1)			(1)	
ク インターネットに関すること	(1)			(1)	
ケ 先住民族に関すること	(2)	(1)		(1)	
第5章 施策の推進に当たってに関すること	7	1		6	
その他	4			3	1
合計	113	20	20	72	1

()は内数

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
全般に関すること			
1	指針に関して「人権という概念が無制限に金科玉条、サンクチュアリ化」していて、人間にとって大切な、義務や責任、究極は自己犠牲の精神など古来日本人が大切にしてきた伝統文化などが置き去りになっており違和感を感じた。人権（権利）と合わせて義務や責任を併記したほうが良い。	ご意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ
2	現指針になかった人権施策を進めるものであるが、「理念」でしかない。政策的裏付けを作ること、実効性を担保にすることが今回の改定でも補完できていない、条例やより実効性を持った施策にしなければならない。	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。ご意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ
3	市民に「共生」について知ってもらい、地域の中で生かされる具体的な取り組みが大切である。例えば、バリアフリーのまちづくりや障害者、高齢者の見守りなど。		
第1章 人権施策推進指針改定に当たってに関すること			
4	国内の取組に関すること 言論の自由を明記することも必要と考えることから、「法の下での平等、自由権、社会権など、」を「法の下での平等、言論の自由などの自由権、社会権」に修正してほしい。	ご意見の趣旨については、本指針に含まれているものと考えております。	ウ
5	「津久井やまゆり園」事件が提起した障害者差別と優生思想の克服こそが、特筆され位置付けられなければならないと考える。メインテーマとして掲げるべきである。	ご意見として承ります。	ウ
6	第1章から第3章までに文言として「やまゆり園事件」を入れてほしい。	ご意見の趣旨については、本指針に記載しております。	ア

7	<p>人権を取り巻く現状に関すること 5頁7行目の後に「この事件は、障がい者に対する偏見、極端な差別的思考、優生思想から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。」を追加すること。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第1章4の「津久井やまゆり園事件」に関する文章を次のとおり修正いたします。</p> <p>第1章4 (略) さらに、平成28年(2016年)7月には、本市に所在する「神奈川県立津久井やまゆり園」において、多くの命が奪われる大変痛ましい許しがたい事件が起こりました。改めて、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られる取組が求められています。 (略)</p>	ア
8	<p>人権を取り巻く現状に関すること 津久井やまゆり園の事件についての一文中に差別と偏見に基づいた最悪のヘイトクライムであり決して起こってはいけないことを加えてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨については、本指針に含まれているものと考えております。</p>	イ
第2章 基本的な考え方に関すること			
9	<p>指針の位置づけに関すること 「新・相模原市総合計画」で述べられている目標を実現するために、指針をあらゆる行政施策の根本に据えて人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを明記するべきである。</p>	<p>「差別」「人権侵害」からすべての市民を守り、安心安全な生活を保障するために、早急に広く市民の意見を聞き条例制定することを望む。</p>	ウ
10	<p>条例制定までの間、法務省作成の「ヘイトスピーチ、許さない」の啓発ポスターをすべての公共施設へ掲示し周知するなど具体化されたい。また、市内事業所等においても同様の要請をするべきと考える。</p>	<p>本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。本指針に掲げられる施策の方向性に基づいた人権に関する各種取組を進めていく中で、本市における人権課題に係る状況等も踏まえながら、条例等の必要性を含め、検討するものと考えております。</p>	イ
11	<p>人権教育に関すること 人権教育は人権侵害や差別に自分が直面したり他人が直面したらいかに対処するかを教えることも重要である。</p>	<p>ヘイトスピーチは許されるものではありませんので、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向け、意識啓発等の取組を進めてまいります。</p>	イ
第3章 人権施策の基本姿勢に関すること			
12	<p>人権に関する知識や理解に留まることなく自らが考え、行動に結びつくよう学校や家庭などが連携し、生涯にわたって人権教育の実践に取り組んでまいります。</p>	<p>人権に関する知識や理解に留まることなく自らが考え、行動に結びつくよう学校や家庭などが連携し、生涯にわたって人権教育の実践に取り組んでまいります。</p>	イ

13	人権教育に関すること 津久井やまゆり園殺傷事件の真相、 本質を究明し市民、国民に明らかに し、二度と繰り返さない為に相模原市 の人権教育に生かし、歴史的事実とし て語り伝えることを求める。	ご意見として承ります。	ウ
14	人権教育に関すること 学校教育又社会教育において、憲法 に基づいた、人権教育、平和教育の実 践のためのプログラムをつくり、実行 することを求める。		
15	市民参加の促進に関すること 行政が、地域の意見を集約する場合 などは、自治会などの地域団体にしが ちだが、主体は一人ひとりの市民であ るため、地域市民の多様性を認識する 必要があると思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、取組を推進 してまいります。	イ
16	市民参加の促進に関すること 差別意識の解消を目的とした研究発 表会やシンポジウムを市が運営してい くことが必要と考える。		
17	いじめ防止条例、子どもの権利条例 の制定が教職員、子ども、保護者、地 域に伝わっていない。周知徹底を図る べきである。		
第4章 分野別施策の基本的方向に関すること			
ア 子どもに関すること			
18	「子どもの権利条例」の制定を明記 して、その啓発に力を入れるととも に、同条例の実施の推進策及び姿勢を 具体的に示してほしい。	「子どもの権利条例」の制定につい ては、本指針に明記しております。な お、本指針は、人権に関する考え方 や分野別の施策の方向性を示すもの でございます。具体的な施策につい ては、分野別の関連計画などにより取 組んでまいります。	イ
19	子どもの「参加」の機会を増やして いくことが重要で、その必要性を明記 するとともに、実施の政策を明示し てほしい。	ご意見の趣旨については、本指針に 含まれているものと考えております。	イ
20	学校教育において、人権教育が《教 育の根幹》であることを明記すると ともに、基本的人権を道徳（教育）の土 台として位置づけてほしい。	ご意見の趣旨については、本指針に 含まれているものと考えております。 なお、市では、「子どもの権利条例」 を施行し、子どもを一人の人間とし て尊重し、子どもの権利を保障するた めの取組を進めております。	ウ

2 1	子どもの貧困対策も、きちんと実態調査を行い、人権保障政策の一環として位置づけてほしい。	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。なお、子どもの貧困対策を推進するためのニーズを把握するための実態調査については、実施しております。	ウ		
2 2	子どもを取り巻く問題への取り組みは重要と考える。「子どもの権利条例」を生かした具体的な施策を積極的に推進してほしい。	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございまして、具体的な施策については、分野別の関連計画などにより取り組んでまいります。	イ		
イ 障害のある人に関すること					
2 3	「津久井やまゆり園事件」に関する記述を「許しがたい事件」と明記するとともに、優生思想を絶対に許さない姿勢を明記してほしい。	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第1章4の「津久井やまゆり園事件」に関する文章を次のとおり修正いたします。</p> <p>第1章4 (略)</p> <p>さらに、平成28年(2016年)7月には、本市に所在する「神奈川県立津久井やまゆり園」において、多くの命が奪われる大変痛ましい許しがたい事件が起こりました。改めて、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られる取組が求められています。</p> <p>(略)</p>	ア		
2 4	「津久井やまゆり園事件」の反省と教訓と二度と起こさせない誓いを網羅した記述を冒頭に入れるべきと考える。また、共生思想の確立と共生社会の創造に国民・県民・市民が一体となって力を尽くすことが必要と考える。「津久井やまゆり園事件」と否定し克服すべき「優生思想」を明記した指針を作成してほしい。				
2 5	「やまゆり園」の事件をどう捉えているのか。また、障がいのある人の人権を尊重することにどのように繋げていくのかを含めてほしい。				
2 6	津久井やまゆり園の事件を市としてどう捉え、どのようにしていくのか具体的に示すことが大切だと思う。				
2 7	前書きや、障害者差別の項目に「やまゆり園」事件についての記載を求める。				
2 8	津久井やまゆり園で起きた障害者殺傷事件への言及がない。優生思想を否定しヘイトクライム(差別感情を動機とする犯罪)を否定、非難する声明を盛り込むべきである。				
2 9	「やまゆり」事件は、二度と起きない・起こさないために、特に項目を起こして市としての立場を示すべきと考える。				
3 0	「やまゆり園」の事件と同じことが二度と起こらないようにするべきである。			ご意見の趣旨を踏まえ、取組を推進してまいります。	イ

3 1	津久井やまゆり園の事件を風化させないよう、障がい者に対する差別的な考えを無くすための啓発活動や必要な施策を行うこと。	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございまして、具体的な施策については、分野別の関連計画などにより取り組んでまいります。	イ
3 2	具体的施策の方向性に、毎年7月26日に「さがみはら・やまゆり人権宣言」を発信し追悼すること。宣言は行政・学識経験者で構成する起草委員会で議論すること。	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。ご意見として承ります。	ウ
3 3	「津久井やまゆり園事件」は、根底に強烈な優性思想があったと思う。優性思想を許さない人権感覚を磨く施策を望む。	ご意見として承ります。	ウ
3 4	学校や事業所、地域において、共に暮らして行くことの大切さ、助け合って共にある社会の大切さ、を行政からさらに強力に発信してほしいと考え、次の事件を防止するために津久井やまゆり園事件について項目を設けてほしい。 なぜこのような大きな事件が起きてしまったのか どのように克服してゆけるのか	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。なお、津久井やまゆり園事件については、第1章に記載しております。	ウ
3 5	津久井やまゆり園事件を自治体として、調査・検証する作業が必要と考える。	ご意見として承ります。	ウ
3 6	学校において、障がい児が共に学ぶことが当然であること（インクルーシブ教育の原則）を明示してほしい。	ご意見の趣旨については、本指針に含まれているものと考えております。また、インクルーシブ教育については、推進に向けた取組を充実してまいります。	イ
3 7	小さい頃から障害のある子と遊び、育つことが大切であり、世の中にいるいろいろな人がいることを自然と認識し、差別意識を持つことなく大人になることが大事な要素と考えることから、インクルーシブ教育の推進に向けた取り組みの充実が更に進むよう望む。		
3 8	「障がいのある人の社会参加と政策決定参加の促進」と記述してほしい。	障害者施策を進めるにあたっては、障害のある人等の意見を踏まえ、施策を進めてまいります。なお、市としての主体的な取組も踏まえ、より適切な表現に改めます。	イ

39	障害のある人の社会参加促進のためには、その人に合った就労体制の整備が不可欠である。	障害のある人の社会参加に向けた取組の推進として、就労を支援するための取組の充実を図ってまいります。ご意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ
40	「バリアフリーからユニバーサルへ」を目指し、市立文化施設の改修を具体的にうたってほしい。	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。ご意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ
41	どこの施設でもUDトーク、Uni-Voiceを使えるように整備してほしい。すべての小・中学生が手話が使え、誘導ヘルプができるカリキュラムを作ってほしい。		
42	障がい者への誤解や偏見を無くすために、子どもから大人まで障がいを知ることができる取り組みもほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、取組を推進してまいります。	イ
ウ 同和問題に関すること			
43	同和問題（部落差別）の定義は必要である。	ご意見の趣旨を踏まえ、第4章5の「これまでの取組」を次のとおり修正いたします。 第4章5「これまでの取組」 同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、 <u>一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状況を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの人権問題であり、昭和40年（1965年）の同和対策審議会の答申では、同和問題（部落差別）の早期解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとされました。</u> (略)	ア
44	「部落差別解消推進法」は、現在もなお部落差別が存在すること、また、情報化の進展で、新たな状況が生まれていることが背景にあり、過去に残された課題だけではなく、新たな課題が発生していることを踏まえてつくられているものである。そのため、「残された課題」ではなく「現在の課題」に修正してほしい。	ご意見を反映し、「残された課題」を「現在の課題」に修正いたします。	ア

45	結婚や就職の際、部落出身者に対する差別偏見は根強く存在していることから、「差別意識や偏見を持つ人がいることも否定できません。」を「差別意識や偏見を持つ人が根強く存在しています。」に修正してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「差別意識や偏見を持つ人がいることも否定できません。」を「差別意識や偏見が存在しています。」に修正いたします。	ア
46	部落差別に対する市民の意識の状況は、全国共通のことも多いので、「歴史的経過から、地域によってその実情が大きく異なり」から「大きく」を削除してほしい。	ご意見を反映し、「大きく」を削除いたします。	ア
47	相模原市として取り組んできた施策について、示す必要がある。	ご意見の趣旨については、本指針に示しております。	イ
48	教育や啓発を行ったことで差別が拡大することはない。部落差別をなくしていくために、当事者団体と連携して、積極的に市民に対する人権啓発や人権教育、人権研修に取り組む必要があることから、「教育や啓発が新たな差別を生むことのないよう十分留意しつつ」を削除してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「教育や啓発が新たな差別を生むことのないよう十分留意しつつ」を「教育や啓発により」に修正いたします。	ア
49	教育・啓発の推進に「部落差別解消推進法制定の意義について周知を図るために、市民に対する啓発を行います。」を追加してほしい。	ご意見の趣旨については、本指針に含まれているものと考えております。	ウ
50	教育・啓発の推進に「学校教育において、部落差別をなくしていくための同和教育に実践的に取り組んでいきます。」を追加してほしい。		
51	相談・支援の充実の「関係団体や関係機関との連携を推進します」を「当事者団体の相談事業を支援するとともに、窓口で当事者が安心して相談できる体制の充実を図ります。」に修正してほしい。	ご意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ
52	新規項目として「部落差別の実態の把握」の項目を新設し、具体的施策の方向性に「市民人権意識調査を継続して実施します」を追加してほしい。	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。ご意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ

5 3	同和問題が取り上げられることで、これを助長するようなものではないか。検証を望む。	同和問題については、これまでの法整備や財政措置などにより、生活環境はおおむね改善されましたが、今もお、就労や生活不安などの生活問題を中心に課題が残っているほか、インターネット掲示板への差別書き込みなど情報化の進展に伴って、状況にも変化が生じております。今後も同和問題を取り巻く環境の変化を踏まえながら、課題の解決に向けて取組を進める必要があると考えております。	ウ
エ 外国人に関すること			
5 4	外国人市民の人権について、実現を阻む団体に市の施設や公園を貸してはならない。ヘイトスピーチをする場所を与えてはならない。	市の公共施設の使用許可については、各施設の管理条例等に基づき適切に対応するものと考えております。	ウ
5 5	ヘイトスピーチ団体に市の施設を使用できないようにしてほしい。		
5 6	公的な施設でヘイトスピーチ、ヘイトクライムが行われないように、施設使用の許可を判断する上で実効的な指針を制定する。		
5 7	「人権を侵害されている人の相談を受けとめ、寄り添いながら支援し、相談機関や関係機関の相互の連携により、解決や救済につなげるための相談・支援体制の充実に取り組みます。」とあるが、口先だけで終わらないか心配である。差別扇動団体に市の施設を貸さないでほしい。	市として、相談・支援体制の充実に取り組んでまいります。また、市の公共施設の使用許可については、各施設の管理条例等に基づき適切に対応するものと考えております。	ウ
5 8	ヘイトスピーチ・ヘイトクライムを絶対に許さない姿勢・方針を明確に示してほしい。	ご意見の趣旨については、本指針に含まれているものと考えております。なお、ヘイトスピーチは許されるものではありませんので、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向け、意識啓発等の取組を進めてまいります。	ウ
5 9	人権尊重と多文化共生社会の実現は待ったなしの課題だと思う。ヘイトスピーチ、ヘイトクライムを許さない姿勢を明確にする必要を感じる。		
6 0	指針に外国人への排外主義や人種差別の扇動をさせない項目を追加して推進してほしい。	ご意見として承ります。なお、ヘイトスピーチは許されるものではありませんので、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向け、意識啓発等の取組を進めてまいります。	ウ
6 1	「不当な差別的言動はあってはならず、許されない」ことを市民に周知し行動で示していくことが市の責任だと考える。		
6 2	自分の住むまち、育つまちで、ヘイトスピーチを含んだ街頭演説や講演を聞いた人たちは何を思い感じるか。大好きな相模原市でヘイトスピーチを受け入れてほしくないと強く願う。		

6 3	<p>人種差別撤廃条約やヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえて、公共の場やインターネット上での人種差別やヘイトスピーチを許さないことを謳った条例等の制定について検討していくことを明記されるよう望む。</p>	<p>本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。本指針に掲げられる施策の方向性に基づいた人権に関する各種取組を進めていく中で、本市における人権課題に係る状況等も踏まえながら、条例等の必要性を含め、検討するものと考えております。</p>	ウ
6 4	<p>具体的な施策の方向性に「外国人差別をなくすために」を設けて、ヘイトスピーチ解消法に基づく具体的な施策として、相模原市独自の「ヘイトスピーチやあらゆる差別を禁止する、独自の条例の制定を目指す」を加えることを求める。</p>		
6 5	<p>相談・支援の充実に「外国人に対する不当な差別的言動がおこなわれていないか、実態把握につとめ、インターネット上の調査等、必要な調査をおこないます。」、「ヘイトスピーチ規制条例や公の施設利用許可に関するガイドラインを制定し、外国人に対する不当な差別的言動による被害を防止するために実効性ある取り組みを進めます。」を追加すること。</p>		
6 6	<p>条例等の制定でヘイトスピーチを禁止することを求めるべきである。</p>		
6 7	<p>ヘイトスピーチを取り締まる実効性のある条例の制定、過去にヘイトスピーチをしたことのある団体への公的施設貸し出しの制限などを指針に盛り込まれることを要請する。</p>		
6 8	<p>政治団体が差別扇動を行っており、多文化共生を目指す県民として差別的言動を許すことはできない。指針に以下の項目を設けてほしい。 ヘイトスピーチを規制する条例の制定をすること 公的な施設を利用したヘイトスピーチ、ヘイトクライムが行われないように施設使用の許可を判断するうえで実効的な指針を制定すること 外国籍市民に対するヘイトスピーチの実態を調査し公表すること</p>		
6 9	<p>外国人に対するインターネットを使っての差別扇動を禁止し差別を解消していくために人権差別撤廃条約に則った条例の制定も視野に入れた文言が必要と考える。</p>		

70	<p>相模原市には「差別を禁止し終了させる」義務を人種差別撤廃条約で負っており、ヘイトスピーチ解消法も地方公共団体にヘイトスピーチの解消するための施策を求めているので、以下の施策の実施を盛り込むべきである。</p> <p>公的施設でのヘイトスピーチを防止するための施設の貸し出しに関するガイドライン</p> <p>人種差別を禁止し罰する人種差別撤廃条例の制定</p> <p>インターネット上のヘイトスピーチをモニタリングし、プロバイダーや掲示板管理人に削除を要請する</p>	<p>本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。本指針に掲げられる施策の方向性に基づいた人権に関する各種取組を進めていく中で、本市における人権課題に係る状況等も踏まえながら、条例等の必要性を含め、検討するものと考えております。</p>	ウ
71	<p>特定の民族、国籍の人々を排斥する差別行動・言動が最近過激になっている。ヘイトスピーチを禁止する条例を早急に作るべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、本指針に掲げられる施策の方向性に基づいた人権に関する各種取組を進めていく中で、本市における人権課題に係る状況等も踏まえながら、条例等の必要性を含め、検討するものと考えております。</p>	ウ
72	<p>人権差別主義者に公共施設の使用許可を出さないでほしい。現条例で使用不許可ができないのであれば条例を新たに整備してほしい。</p>		
73	<p>ヘイトスピーチを許さない実効的な条例を制定する必要がある。</p>		
74	<p>ヘイトスピーチ規制条例を先進的に持つべきと考える。やまゆり園のあるまちだからこそ内容ある条例の制定を望む。</p>		
75	<p>ヘイトスピーチの実態調査をしてほしい。また、ヘイトスピーチを規制したり、ヘイトスピーチを行ったことのある団体などには、公共の場所を貸さないようにすることも含めた条例を作してほしい。</p>		
76	<p>市内でのヘイトスピーチの状況を考え、条例をつくった方が良くと思う。</p>		
77	<p>外国人市民への意見聴取を行うと共に、施策の目的を推進、担保するために優位な条例を制定すべきと提案する。</p>		

78	日本国憲法の基本的人権を侵害する一切のヘイトスピーチ、ヘイトクライムを許さない為に、早急にヘイトクライム、ヘイトスピーチ禁止条例の策定を実施してほしい。	ご意見として承ります。なお、本指針に掲げられる施策の方向性に基ついた人権に関する各種取組を進めていく中で、本市における人権課題に係る状況等も踏まえながら、条例等の必要性を含め、検討するものと考えております。	ウ
79	ヘイトスピーチを繰り返す政治団体が活動しているため、ヘイトクライム、ヘイトスピーチを廃絶するためのガイドライン、条例の設置を求める。		
80	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の精神に則りつつ、理念法であるこの法以上の実行力をもった指針の制定を強く希望する。	ご意見として承ります。	ウ
81	ヘイトなどすでに起きている問題への対策がこの指針にはない。この点が指針の一番の問題点である。	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。ご意見として承ります。	ウ
82	具体的施策の方向性の中に、ヘイトスピーチデモや集会・街宣などに市が管理する公園や文化施設などの貸し出しを制限するなど具体的な対策を明示してほしい。		
83	差別主義者の主張の誤りを理解するため、在日韓国朝鮮人の歴史を学ぶ機会を作ることを提案する。		
84	外国人市民の人権について、より具体的な施策が必要と考える。外国人市民の人権の施策の中に「ヘイトスピーチ解消法」を活かす内容にすることを提案する。	ご意見の趣旨については、本指針に含まれているものと考えております。外国人に対する不当な差別的言動の解消に向け、意識啓発等の取組を進めてまいります。	ウ
85	民族の違いを認め合い慈しみ尊重する人間関係の形成をもっと強く表現すべきである。	ご意見の趣旨については、本指針に含まれているものと考えております。	ウ
86	施策の基本的方向に「外国人に対する不当な差別的言動による被害を防止するために取り組みます。」を加えること。		
87	「外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否などの人権問題の解消に向けて取り組む」といった項目を追加してほしい。		

88	「外国人に対する不当な差別的言動の解消に向け、意識啓発等の取組を進めます。」を消さずに残してほしい。	ご意見のとおり、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向け、意識啓発等の取組を進めてまいります。	イ
89	現状把握やヘイトスピーチを許してはならないとの意思表示はとてもよいと思う。	ヘイトスピーチは許されるものではありませんので、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向け、意識啓発等の取組を進めてまいります。	イ
オ 性的少数者に関すること			
90	「偏見の原因」ということだけでなく、「偏見、誹謗中傷、差別の原因」と記載してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「偏見、差別の原因」と修正いたします。	ア
91	多様な性の部分に「性的マイノリティの人口比率は3～5%（20人に1人）と推定されるが、偏見や差別を恐れて打ち明けられない人も大勢いる」「そのため、身近にいないと思われたい、差別用語や嘲笑が横行するといった現状がある」「性別や恋愛の多様性、マイノリティだからといって排除されない社会システムが求められている」といった記載の追加が必要と思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、第4章8の「多様な性」の最後に次の文章を追記します。 第4章8の「多様な性」 （略） 性的少数者は、人権に関する市民意識調査などにおいて、身近にも存在していることが確認されていますが、性的少数者に対する理解の不足による偏見や差別を恐れ、なかなか打ち明けられない状況にあります。	ア
92	性の多様性を尊重する取り組みとして、「パートナーシップ宣誓」制度の導入に向けた取り組みについて触れるべきである。	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。ご意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ
93	LGBTに対して、同性パートナーシップ証明書の発行など具体的な施策がなく理念的なものになっている。条例や実効性を持った施策にする必要がある。		
94	同性パートナーシップ証明書を発行するなど、パートナーシップ制度の条例、LGBTに悩む子供達のケアなど、具体的な案がないのは残念である。		
95	「多様な性のあり方を理解し、個性を尊重する教育や啓発に取り組みます。」の「個性を尊重する」を「多様な性のあり方を尊重する」に変更してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえた表現になっているものと考えております。	イ
96	「相談窓口」では性的少数者だけでなく、家族や友人等も相談できるようにして、広報してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、取り組んでまいります。	イ

カ 労働者に関すること			
97	<p>職場でのハラスメントに関する記述において、セクシュアル・ハラスメントも追記するべきである。</p>	<p>ご意見を反映し、第1章4及び第4章9の「労働者を取り巻く環境」を次のとおり修正いたします。</p> <p>第1章4 (略) また、性自認及び性的指向を理由とする偏見や差別の問題、特定の国や民族に対するヘイトスピーチなどの人権問題が顕在化するとともに、職場環境におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントや、自然災害に伴う人権課題など、人権を取り巻く環境は多様化、複雑化してきているほか、インターネットの急速な普及は、高度な情報社会を発展させると同時に、その匿名性を悪用し、様々な社会問題を引き起こしており、外国人に対する差別的な書き込みや、かつての被差別部落の所在地に関する情報が拡散するなど、人権を侵害する問題が増加しています。 (略)</p> <p>第4章9の「労働者を取り巻く環境」 (略) また、性的な発言、行動により相手を不快にさせる「セクシュアル・ハラスメント」、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与える「パワー・ハラスメント」、妊娠・出産が業務上支障をきたすという理由で嫌がらせをする「マタニティ・ハラスメント」、男性社員の育児休業や短時間勤務を妨げる「パタニティ・ハラスメント」など、様々な「ハラスメント」が問題となっています。 (略)</p>	ア
98	<p>すべての労働者が労働に見合った適正な報酬が支払われること。特に子育て世代の男女に人権保障が実現されることが、子どもの貧困を生まない、少子化解消にもつながると思うので、ぜひ推進を。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	ウ

キ 貧困に関すること			
99	不登校で中学校を形式卒業した後の生活実態を、中高年も含めて（ひきこもり者も）調査して、人権回復の政策を立てることを提示してほしい。	本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	ウ
ク インターネットに関すること			
100	嘘の情報をインターネットに書いたり、誤解で拡散する人がいるので、「デマの拡散」も追加してほしい。	ご意見の趣旨については、本指針に含まれているものと考えております。	ウ
ケ 先住民族に関すること			
101	アイヌ民族について、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（2007年9月13日）を踏まえて、2008年6月6日に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院（第169回国会）において全会一致で可決されたことも追記すべきである。	ご意見を反映し、第4章14（5）に次のとおり追記いたします。 第4章14（5） （略） 現在では、アイヌの人たちは、首都圏にも多く居住し、独自の文化を継承する取組を行っています。 なお、国連総会において平成19年（2007年）に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、平成20年（2008年）に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院において可決されました。 （略）	ア
102	国連の人権差別撤廃委員会で、沖縄の人達を先住民族と認めるよう勧告されてきた。尊厳を守る立場を表明して取り組んでほしい。	ご意見として承ります。	ウ

第5章 施策の推進に当たってに関すること			
103	<p>人権行政の推進に向けてに関すること</p> <p>人権侵害や差別は許さないという姿勢を明確にするため、あらゆる人権侵害や差別を禁止する条例の制定を検討していくことを明記されるよう望む。</p>		
104	<p>人権行政の推進に向けてに関すること</p> <p>以下内容について指針に明文化することを求める。</p> <p>人権課題全般に対応し、市民の人権意識の高揚、定着化、被害当事者、との共生を推進するための「人権総合条例」（仮称）の制定、人権都市宣言、憲章の発布を検討します。</p> <p>津久井やまゆり園事件を風化させない、また障害者差別解消法を具体化するために障害者差別禁止条例の制定を検討します。</p> <p>ヘイトスピーチ防止に向けて、またヘイトスピーチ解消法を具体化するためにヘイトスピーチ禁止条例の制定を検討します。</p> <p>部落差別解消推進法を具体化するために部落差別禁止条例の制定を検討します。</p> <p>相模原市の人権施策を検証し、各課題毎に必要な応じて条例の制定を検討します。</p>	<p>本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。本指針に掲げられる施策の方向性に基づいた人権に関する各種取組を進めていく中で、本市における人権課題に係る状況等も踏まえながら、条例等の必要性を含め、検討するものと考えております</p>	ウ
105	<p>人権行政の推進に向けてに関すること</p> <p>9行目「・・・的確に対応し、」の後に「人権全般に関する条例制定の検討など、」を加筆してはどうか。</p>	<p>本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。本指針に掲げられる施策の方向性に基づいた人権に関する各種取組を進めていく中で、本市における人権課題に係る状況等も踏まえながら、条例等の必要性を含め、検討するものと考えております</p>	ウ
106	<p>人権行政の推進に向けてに関すること</p> <p>4行目「・・・相談機能の強化に加え、」の後に「差別や人権侵害を規制するための」を加筆したらどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、第5章4を次のとおり修正いたします。</p> <p>第5章4 （略） また、深刻な人権課題に対しては、人権教育や人権啓発、相談機能の強化に加え、<u>差別や人権侵害が起こらないような具体的な取組が求められています。</u> （略）</p>	ア

107	<p>庁内の推進体制に関すること 行政の職員は「自分たちは人を傷つける立場に居ることが多い」と気づいてほしい。行政の職員は人間観・人生観から学びなおすことが必要である。ステージを綿密に計画した研修が必要である。そういう位置づけの文言がほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨については、本指針に含まれているものと考えております。なお、ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	ウ
108	<p>市民等との連絡・協働に関すること 簡単に「市民との連携・協働」と掲げないでほしい。その運営は、そんなに簡単なものではない。</p>	<p>ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	ウ
109	<p>「さがみはら・やまゆり人権宣言起草委員会」や、半数の市民を構成とする「さがみはら・やまゆり条例制定審議会」を設置して、あらゆる差別を排し、ヘイト・スピーチを許さず、レイシストを根絶するまちづくりに、ビジョンをもって臨もうとすることを切望する。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	ウ
その他			
110	<p>片手の身体障害者が自転車を運転できるよう道路交通法の見直しを考えてほしい。片手の身体障害者であっても、自転車に乗れて当たり前という社会が必要だと思う。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	エ
111	<p>指針の全てを「障がい」の表記に訂正が必要と考える。</p>	<p>法令用語において、漢字表記の「害」としていることから、本市においても「害」を使用しております。</p>	ウ
112	<p>川崎にある社会福祉法人では自治体と連携して人権尊重学級をはじめとする数多くの取り組みを通して多文化共生、共存社会の実現を目指している。相模原市の市長、市議団、職員に研修に訪れてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	ウ
113	<p>公職選挙法を隠れ蓑にした人権侵害と対策が記載されていない。</p>	<p>本指針は、人権に関する考え方や各分野の施策の方向性を示すものでございます。ご意見として承ります。</p>	ウ